

《国民健康保険税の状況》

【国民健康保険の課税】

世帯主が納税義務者です。世帯主が国保に加入していなくても納税義務者は世帯主です。

区分	所得割率	均等割	課税限度額	対象
医療保険分	7. 7 %	3 8, 1 0 0 円	6 6 万円	全加入者 (0 ～ 7 4 歳)
後期高齢者支援金分	2. 0 %	1 3, 3 0 0 円	2 6 万円	
介護保険分	1. 9 %	1 4, 6 0 0 円	1 7 万円	4 0 ～ 6 4 歳

・所得割額とは、前年総所得金額等から基礎控除額^{※1}を控除し、所得割率を乗じた額です。

(※1 前年の合計所得金額が 2, 400 万円以下の場合 43 万円、2, 400 万円を超える場合は金額に応じて減少または適用されません。)

・均等割額とは、一人当たりの均等割に加入者数を乗じた額です。

・所得割額と均等割額の合計が課税限度額を超える場合は、課税限度額が保険税額になります。

◇所得の少ない世帯は負担が軽減されます

世帯の所得金額^{※2}が一定額以下の場合、均等割額が軽減されます。

軽減割合	年度	軽減判定基準額の算出方法
7 割	令和 7 年度	基礎控除額(43 万円) + 10 万円 × (給与所得者等 ^{※3} の数 - 1)
	令和 6 年度	基礎控除額(43 万円) + 10 万円 × (給与所得者等 ^{※3} の数 - 1)
5 割	令和 7 年度	基礎控除額(43 万円) + (30. 5 万円 × 加入者数 ^{※4}) + 10 万円 × (給与所得者等 ^{※3} の数 - 1)
	令和 6 年度	基礎控除額(43 万円) + (29. 5 万円 × 加入者数 ^{※4}) + 10 万円 × (給与所得者等 ^{※3} の数 - 1)
2 割	令和 7 年度	基礎控除額(43 万円) + (56 万円 × 加入者数 ^{※4}) + 10 万円 × (給与所得者等 ^{※3} の数 - 1)
	令和 6 年度	基礎控除額(43 万円) + (54. 5 万円 × 加入者数 ^{※4}) + 10 万円 × (給与所得者等 ^{※3} の数 - 1)

※2 所得金額とは、世帯主、国保加入者及び特定同一世帯所属者（同じ世帯の中で国保から後期高齢者医療制度に移行した者）の前年総所得金額等を合計した金額です。

※3 給与所得者等とは、一定の給与所得者（給与収入が 55 万円超）と公的年金等の所得がある方（公的年金収入が 60 万円超(65 歳未満)又は 125 万円超(65 歳以上)）のことです。これらに該当する方が世帯にいない場合、（給与所得者等の数 - 1）はゼロとして計算します。

※4 加入者数には、特定同一世帯所属者を含みます。

【納付の方法】

◇特別徴収（年金からの天引き）

納付回数：年 6 回（年金の支払い月）

◇普通徴収（納付書や口座振替での納付）

納付回数：年 8 回（7 月末から翌年 2 月末までの 8 回）

【当初課税基本資料】

6月末現在

			令和 6 年度	令和 7 年度	増減
被保険者数	一般		2, 6 2 0	2, 4 4 7	△ 1 7 3
	退職		0	0	0
総所得金額(千円)			1, 4 4 9, 6 8 8	1, 4 0 4, 8 0 9	△ 4 4, 8 7 9
調定額(千円)			2 1 6, 2 0 0	2 3 3, 9 7 4	1 7, 7 7 4
世帯数	特徴		5 9 5	4 9 0	△ 1 0 5
	普徴	現金	6 7 3	6 4 0	△ 3 3
		口座	6 7 9	6 4 3	△ 3 6
	合計※ 1			1, 9 4 7	1, 7 7 3

※1：併徴者を含んでいるため、二重で計上している世帯があります。

【国民健康保険税の減免】

《令和6年度申請分》

- ・減免申請件数 1 4 世帯
- ・減免決定件数 1 4 世帯
- ・減免額 2 9 5, 1 0 0 円

内訳

収入減

- ・減免申請件数 1 世帯
- ・減免決定件数 1 世帯
- ・減免額 1 1 4, 0 0 0 円

旧被扶養者

- ・減免申請件数 1 3 世帯
- ・減免決定件数 1 3 世帯
- ・減免額 1 8 1, 1 0 0 円